報告第１３号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年８月３０日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第１号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

令和６年６月２７日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

市道における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

令和５年１０月２７日午後３時頃、亀山市川崎町地内の市道川崎白木線において、市が管理する道路沿法面の立木の枝が走行してきた相手方車両に接触し、破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

６３，９３０円